



片道方式・往復方式

参議院予算委員会における質疑の方式には、「片道方式」「往復方式」と呼ばれる2つが採用されています。

片道方式は、答弁時間を含めない形で各会派に質疑時間を割り当てる方式です。片道方式の場合、大臣等が答弁している時間は質疑時間としてカウントされません。他方、往復方式は、答弁時間を含めた形で各会派に質疑時間を割り当てる方式です。往復方式の場合、大臣等が答弁している時間も質疑時間としてカウントされます。

参議院予算委員会の質疑は片道方式により行うことが原則とされ、全大臣が出席して行われる総括質疑（基本的質疑、締めくくり質疑等）及び一般質疑がこの方式により行われています。ただし、公聴会、集中審議等については例外的に往復方式で行われています。

近年、片道方式による質疑は、衆参両院の委員会において、一部の例外を除けば、参議院予算委員会でのみ行われています。同委員会における片道方式の歴史は古く、第15回国会の昭和27年度補正予算審査から採用されています。

片道方式で質疑を行う場合、答弁時間を含めた質疑応答全体の所要時間を計算して日程協議等が行われており、NHKのテレビ中継が入る場合（基本的質疑等）は質疑時間の2.5倍、NHKのテレビ中継が入らない場合（一般質疑、締めくくり質疑等）は質疑時間の3倍で計算する例となっています。例えば、委員会を7時間（420分）開くことを前提として質疑時間を考える際には、テレビ中継が入る場合（2.5倍計算）は各会派に割り当てられる質疑時間の合計は168分となり、テレビ中継が入らない場合（3倍計算）は140分となります。このように、質疑応答全体の所要時間を同じとする場合、2.5倍計算は3倍計算よりも質疑者が発言できる時間の合計が長くなります。なお、かつてはテレビ中継の有無にかかわらず所要時間は3倍で計算されていましたが、実際の所要時間が3倍まで掛からないことも多く、テレビ中継の放映予定時間より早く質疑が終了してしまうことが度々起きたため、与野党間で協議が重ねられ、数度の試行を経て、第169回国会（平成20年）から現在の2.5倍計算が採用されるようになりました。

このような経緯からもうかがえるとおり、片道方式では質疑者や大臣等の発言の時間の長さによって実際の所要時間が伸縮するため、計算上の所要時間と進行状況が大きく異なる場合があることに留意が必要です。

片道方式の効果として、大臣等の答弁が長くなっても質疑者の持ち時間が減らないため、質疑者の発言の時間が保障され、限られた持ち時間であっても多くの質疑を行い得ることが指摘されています。一方で、質疑者があまり答弁を求めず発言し続け、結果として大臣等の答弁時間が短くなった場合には、質疑者は計算上の所要時間よりも早く質疑を終えることとなります。片道方式において、割り当てられた質疑時間の中でどのような質疑が行われるかは、参議院予算委員会ならではの見所と言えるでしょう。

わたなべ なおや
（渡辺 直哉・委員部第一課）